

日向市立
富島中学校 きずなプラン
(学校いじめ防止基本方針)

はじめに	1
I いじめの未然防止を含んだ絆づくりの基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの定義	1
※ 日向市の絆づくりの考え方	
2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめに対する措置	2
3 いじめの未然防止等に関する富島中学校区の基本的考え方	2
II いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項	2
1 いじめの未然防止等のための組織的対応	2
2 いじめの未然防止等のための組織	3
3 絆づくり等に関する取組	3
(1) いじめの防止	3・4
(2) いじめの早期発見・解決	4
(3) いじめに対する措置	4・5・6
(4) ネット上のいじめへの対応	6・7
4 その他の留意事項	7
(1) 組織的な指導體制	7
(2) 校内研修の充実	7
(3) 校務の効率化	7
(4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実	7
(5) いじめ解消の判断	8
(6) 地域や家庭との連携について	8
(7) 関係機関との連携について	8
5 重大事態への対処	8
III その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項	8
1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し	8
【資料1】 【参考資料2】 【資料3・4】 【参考アクションプラン】	

富島中学校区 きずなプラン（いじめ防止基本方針）

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題のひとつとなっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、規範意識の高い集団づくりに努めるとともに、児童生徒が自己有用感を味わえるような、いじめのない「魅力ある学校」を目指しています。また、あいさつや無言清掃など、子どもたちの自信につながる活動も4校で共通実践し、次第に定着してきました。

今後、小中連携教育をより一層充実させ、小学校と中学校の共通した取組を積極的に行いながら、互いを認め合える人間関係や学校風土を築きたいと思えます。その中で小学校の段階から、「いじめは決して許されない行為である」ことを、教育活動全体を通じて全職員で教えていくことを大切にし、中学校へ進学後も継続して行き、未然防止に努めたいと考えています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ等の諸問題を未然に防止するための対策に関する基本的な方針を、「日向市立富島中学校区きずなプラン」として定めるものであります。

I いじめの未然防止を含んだ、絆づくりの基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

【日向市の絆づくりの考え方】

- 日向の子どもたち（小学校においては児童、中学校においては生徒）が、絆づくりや居場所づくり、基本的な生活習慣の育成等を念頭に置き、「あいさつ日本一」や心も磨く「無言清掃のまち『ひゅうが』」の取組を行う。
- 日向の子どもたちが、いじめの防止や「魅力ある学校づくり」のため、自主的に児童・生徒会活動などを行う。
- 「生活やいじめに関するアンケート」を義務づけ、いじめを早期発見するだけでなく、絆づくり等につながる人間関係の醸成等を推進する。

2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、子どもや保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている子どもをしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。

(1) いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てること、居場所づくり、絆づくりを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、子どもの言動に留意するとともに、何らかの子どもの変化を見逃すことなく、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた子どもの苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

3 いじめの未然防止等に関する富島中学校区の基本的考え方

いじめや諸問題の未然防止のために、管理職や生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等が、小中連携して情報を共有することに努めます。中学校区全体で、子どもの居場所づくり、絆づくりに取り組みます。

必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して、校区内で情報を共有することに努めます。

II いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織的対応 ※【資料1】参照

全職員でいじめの未然防止、または早期発見、早期対応に当たるため、それぞれの立場で子どもたちに目配り、気配りをしていきます。そして、常に情報を共有し合い、子どもへの指導・支援を行います。

2 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「生徒指導委員会」を設置します。

なお、週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。その際にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも同席してもらい、連携を取り合います。

また、学期に1回程度、児童会・生徒会との話し合いをもつなど、子どもの意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任または担当職員、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係教員、その他必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等

【活動】

- きずなプラン（学校いじめ防止基本方針）の推進
- きずなづくり指導計画の作成と校内研修の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめ等が疑われる子どもの事案に対して、事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な子どもへの支援方針の決定

3 絆づくり等に関する取組 ※【資料2】参照

学校はいじめ防止プログラムを作成し、学校長のリーダーシップのもと、全職員でいじめの根絶に取り組めます。

(1) いじめの防止

ア 子どもが主体の活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、子どもが主体となって絆づくりを行う活動の機会を年間通じて設けます。

- あいさつ運動の実施
- 学級活動等での話し合い活動の実施
- 無言・気付きの清掃活動の深化
- ボランティア活動の推進
- 生徒会による生徒集会や合唱コンクール、体育大会など学校行事の企画提示
- 朝の会や帰りの会の時間の充実

(イ) 子ども同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。

- 生徒会による相談箱（悩みだけではなく、善行についても）の設置
- 特別活動等における子ども同士の相談活動の推進

イ 教職員が主体の活動

(ア) 子どもの規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 自分の意見を伝え合って、お互いの学びを深める場の設定
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に子どもが教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、子どもに寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定（年間3回）

- いじめアンケートの実施（毎月実施）
- (ウ) 子どもの豊かな情操と道徳心を培ったり、人権感覚を育んだりすることを目指して、すべての教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります。
- 「特別の教科 道徳」においていじめ問題について考え、議論する時間の設定
- (エ) インターネット上のいじめを未然に防ぐために、情報モラル教育を実施します。
- 外部講師による講演会の実施
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の実施
- (オ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
- P T A総会での学校の方針（きずなプラン）説明
- 学校通信等を活用した絆づくり活動の報告
- 保護者を対象とした研修会（家庭・地域・学校教育の在り方等）の開催

(2) いじめの早期発見・解決

- ア いじめられた子ども、いじめた子どもが発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。 ※【資料3、4】参照
- イ 定期的に教育相談週間を設け、子どもや保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知（相談窓口担当を、保護者に周知する。）
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての子どもを対象に定期的なアンケート調査を実施します。
- アンケートの実施
（記名・無記名方式を交互に行ったり、保護者アンケートを実施したりして、早期発見に努める。なお、アンケートについては毎月実施する。）
- 諸検査・調査の積極的な活用
（Q U検査や県教育委員会の検査の結果も積極的に活用する。）
- エ 生徒指導委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する子どもに関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
- オ 小中一貫の取組として、9年間の情報を確実につなぎ、いじめの事案に関しては、必要に応じて、情報共有と対策を講じます。

(3) いじめに対する措置 ※【参考】アクションプランによる

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている子どもや通報した子どもの身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（生徒指導委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は生徒指導委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 情報の整理

- いじめを認知したときは、初期の対応から解決に至るまで、必ず記録をして整理します。

エ 事実関係についての調査

- 速やかに生徒指導委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- 子ども及び教職員の聴き取りに当たっては、生徒指導委員会の職員のほか、子どもが話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、子どもへのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる子どもやその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

オ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合、市教育委員会や日向警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合、随時生徒指導委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、生徒指導委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- 生徒指導委員会の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた子どもとその保護者への支援

【いじめられた子どもへの支援】

いじめられた子どもの苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた子どもの立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。 ・ 心のケアを図る。 ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。 ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた子どもの保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。 ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた子どもへの指導又はその保護者への支援

【いじめた子どもへの支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた子どもの苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた子どもの保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 子どもや保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた子どもの成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば、保護者が相談できるような学校の体制を整える。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害の子どもだけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような子どもの育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

カ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、日向警察署へ通報し、連携して対応します。

キ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

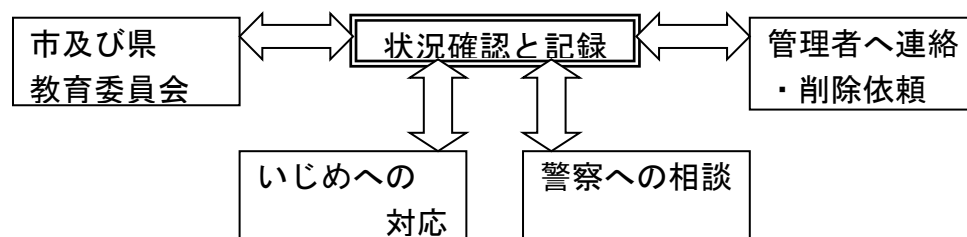
文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信すること、特定の子どもになりすまし、掲示板等に特定の子どもの個人情報に掲載し、社会的信用を貶める行為等のことであり、犯罪行為です。

イ ネットいじめの予防（学校・家庭内ルールの作成など）

- 家庭でのネット利用の在り方について、通信や家庭教育学級等で保護者への啓発を図ります。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 子どもを対象とした講演会などで、ネット社会や防犯についての講話を実施します。
- ネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、きずなプランをもとにして学年及び学校全体で組織的に対応するため、生徒指導委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、いじめの解消に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本中学校区においては、きずなプランを活用した校内研修を実施し、絆づくりといじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの未然防止の取組を推進する研修、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が子どもと向き合い、相談しやすい環境を作るなど、子どもの悩み解決等に、適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの未然防止等の取組の充実を目指します。

(5) いじめ解消の判断

単に謝罪をもっていじめの解消とせず、次に示す2つの要件が満たされていると学校長が判断したとき、「解消している」と判断します。

- ・ いじめに関わる行為が止んでいること
- ・ 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

判断に至るまでには、一定期間(3ヶ月を目安とする)を複数の教職員で確認するとともに、子どもや保護者から十分に聞き取りをした上で判断します。ただし、「解消している」と判断した後も、再発も可能性を考慮し、被害の子どもも、加害の子どもも注意深く見守ります。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。(教育委員会、警察、福祉・医療関係との連携)

5 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。

- 子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 子どもが自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合 など
- 子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

Ⅲ その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し

(1) 国・県や市の動向等を考慮に入れて、プランの見直しを中学校区で検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、プランについては、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校のきずなプランの内容について、ホームページ等で公表します。

【資料1】 富島中学校区（富島中学校） 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント〈例〉

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる

（1）いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける

- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

（２）早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

（３）いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③－A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境

の確保を図る

- ・ いじめた児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

【資料 2】

富島中学校区（富島中学校）いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応			保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ対策委員会等	不登校等		
4	入学式 学校生活オリエンテーション		<道>いじめ①	学校基本方針の確認と目標の共有	アンケート（記名）	毎月実施しているいじめ防止活動の共有	PTA総会（基本方針の説明） 家庭訪問（基本方針の再確認）	計画・目標作成	
5	生徒総会	いじめ防止についての取組決定生徒会の設置（通年）	<特>いじめ① 「いじめの定義理解」 <道>いじめ②	人権教育研修	アンケート（無記名）	毎週火曜日のいじめ防止活動の共有	学校通信でのいじめ防止活動報告 学級懇談にて現状の報告		
6	人権講演会 参観日		<道>いじめ②		アンケート（記名）	毎週水曜日のいじめ防止活動の共有	三者面談での現状の報告		
7	命について考える集会		<特>いじめ② 「加害者は周囲からどう見られているか」		アンケート（無記名） （保護者アンケートも含む）	毎週水曜日のいじめ防止活動の共有	三者面談での現状の報告	職員アンケート	
8				アンケートと取組の分析と改善の協議	アンケート（記名）	毎週水曜日のいじめ防止活動の共有	三者面談での現状の報告	中間評価と取組の改善	
9	体育大会	体育大会での絆づくり	<道>いじめ③		アンケート（無記名）	毎週水曜日のいじめ防止活動の共有			
10	合唱コンクール	合唱コンクールでの絆づくり	<特>いじめ③ 「傍観者にならないために1」		アンケート（記名） （保護者アンケートも含む）	※緊急の事案にたいしては随時対応を要する	学校基本方針について保護者・地域アンケート		
11			<道>いじめ④	人権同和教育研修	アンケート（無記名）	※アンケートの分析、取組の改善原案作成	教育相談	保護者・地域アンケートの分析	
12	校内駅伝・マラソン大会 フロン大会	校内駅伝・マラソン大会での絆づくり			アンケート（記名）		学校通信でのいじめ防止活動報告 学級懇談にて現状の報告		
1			<特>いじめ④ 「傍観者にならないために2」	アンケートと取組の分析と改善の協議	アンケート（無記名）			中間評価と取組の改善	
2			<道>いじめ⑤		アンケート（記名）		学校通信でのいじめ防止活動報告	年間評価	
3	送別遠足	送別遠足での絆づくり		今年度の反省と次年度の取組事項の協議	アンケート（無記名） （保護者アンケートも含む）			次年度計画作成	

【資料3】 富島中学校区（富島中学校） いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン〈例〉

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

【資料4】

富島中学校区（富島中学校） 教室や家庭でのいじめのサイン＜例＞

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

【参考アクションプラン】

富島中学校区（富島中学校）
いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

